

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (法学)	氏名	林 偶之
論文題目	公判中心主義と刑事司法改革—日中比較を中心に—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、膠着状態にある中国の刑事司法改革を前進させるため、中国の学説多数のように捜査手続を含めた刑事訴訟の全体構造を抜本的に改革することを主張するのではなく、捜査や起訴の変革なしに「公判中心主義」を実現したとされる日本の近時の刑事司法改革を参考に、刑事訴訟全体の構造改革に踏み込まずに公判審理（延審）の実質化を達成するための現実的な道筋を示すことを主な狙いとするものである。</p> <p>第1章では、中国の刑事訴訟の基本課題と刑事司法改革の現状の分析を行う。中国で近時問題化している冤罪の原因は、刑事事件の真の決着の場として機能すべき「延審」（公判期日での審理手続）が形式化していることであり、延審が形式化する理由は、刑事訴訟の全体構造が捜査に重心を置く「捜査中心主義」になり、人民法院による審判が単なる捜査の結論を確認する場と化していることにあるため、学説多数は、捜査中心の訴訟構造を直接変革することで刑事訴訟全体の構造を「審判中心主義」に転換する必要があると主張するが、このような考え方は実務側には受け入れられず、2014年に開始された刑事司法改革は専ら延審の範囲内でのみ試みられていることを指摘する。同改革の目標は「訴訟の証拠が法廷で示されること、事件の事実が法廷で解明されること、検察側と弁護側の意見が法廷で表明されること、判決の結果が法廷で形成されること」の確保にあるとされ、改革の焦点は、延前会議制度、証拠調べ手続、及び違法収集証拠排除規則の整備に置かれているが、現在このような延審の改革は行き詰まっており、他方で、学説の主張する捜査中心の訴訟構造を直接改める抜本的な改革は実務側に受容される見込みが乏しく、改革は膠着状態に陥っていると現状分析する。</p> <p>第2章では、日本における公判中心主義の意義とその実現に向けた改革の経過を検討する。日本の現行刑訴法が追求する公判中心主義とは、「第一審の公判期日の手続」が「刑事手続全体」の中心に置かれるべきであるということの意味し、その実現のためには、(1)裁判所が白紙の状態で公判に臨むこと、(2)事件の決着は公判（公判期日の手続）において行われなければならないこと、(3)事実認定者の心証は公判廷から形成されるべきであること、及び(4)この心証は公判廷におけるオリジナルな証拠方法の取調べに基づいて形成するものでなければならないこと、が要請されると整理した上で、日本も従前「調書裁判」に象徴される公判中心主義の形骸化に直面していたが、近時の公判中心主義の実現は、捜査手続には手を加えることなく達成されたこと、その鍵は、もともと起訴状一本主義がとられ、捜査と公判とは一応遮断された上に、直接主義の実質化という証拠法の実務運用上の担保によって、両者の分離をさらに徹底させた点にあること、また、裁判員制度の導入を契機に定着した「核心司法」の考え方が、「精密司</p>			

法」と呼ばれた従来の刑事裁判を、審理の在り方と審理の対象の両面で変化させ、これも公判中心主義と軌を一にするものであったことを指摘する。加えて、そのような審理を可能にするのに不可欠な公判準備の望ましい在り方について、公判前整理手続の仕組みや運用を丁寧に紹介するとともに、公判中心主義の下での書証の用い方について、いわゆる「二次証拠」の利用実態を検討し、また、調書による立証が事実認定者による実質的吟味の機会を伴っていれば「捜査と公判の分離」の趣旨は実質的に満たされるとする議論を紹介する。

第3章では、日本法の検討から示唆を得て、中国の課題を如何に克服すべきかについて考察する。まず、捜査・公判の手続間の主従の問題や捜査に対する司法的抑制の問題を「審判中心主義」の議論から切り離し、改革の範囲を審理手続の改革に絞り込むことで、実務側の期待に応える必要があるとする一方で、これまでの改革のように裁判所における廷審手続だけを見るのでは不十分であり、捜査との関係にも目を向けるべき（主従関係とは見ないとしても）であると主張する。次に、中国において、捜査手続には手を加えずに「廷審の実質化」改革を実現するためには、「捜査と公判の分離」即ち捜査訴追機関の心証（嫌疑）を裁判所がそのまま引き継ぐことを避ける必要があると論じた上で、その「分離」のためには、日中の制度上の相違（特に起訴状一本主義の有無）を踏まえると、廷前会議と廷審の裁判官を区別すること、被告人に有利な書類・証拠物も裁判所に引き継ぐこと等の方策が考えられるとする。さらに、日本の「核心司法」の考え方、即ち審理の対象を犯罪の成否と重要な量刑事実に絞り、かつ整理された争点を中心に証拠調べを行うという公判審理の在り方は、中国の廷審の在り方にとっても重要であると論じる。廷前会議の機能強化が廷審の空洞化につながる懸念に対しては、日本の公判前整理手続の制度及び運用の在り方を参考にすべきであると述べ、また、証拠調べ手続に関しては、中国では依然調書が多用される状況にあるものの、取調べの録音録画の利用により「捜査と公判の分離」の趣旨を実質的に満たすことは可能であること、書証から事実認定者が公判廷で適切に心証形成するには「二次証拠」の活用が有益であること等を指摘する。なお、中国では違法収集証拠排除の問題が「廷審の実質化」の一環として論じられるが、「事件の核心」を公判廷において実質的に吟味判断できるようにするという観点からは、自白の任意性や証拠収集の適法性が実体判断に関連する場合は別として、この問題を公判廷で審理すべきか否かは審判中心主義・廷審実質化とは無関係であると主張する。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、膠着状態にある中国の刑事司法改革を前進させるべく、日本の近時の刑事司法改革を参考に、公判審理の実質化を達成するための現実的な道筋を示すことを主な狙いとするものである。

本論文は、中国の学説多数とは異なり、捜査手続を含む刑事訴訟の全体構造の抜本的改革や捜査手続自体の変革は、中国の実情に鑑みると現実的でないとし、公判審理を対象を絞った改革案を提案する。もっとも、現に試みられている公判審理改革が成功していないことから、そこに何が足りないかを検討した結果、「捜査と公判の分離」こそが改革成就の鍵になると説き、それに基づき具体的な方策の提案を試みる。これは、実務の現状とそれを批判する学説の間の懸隔を直視し、学説に対してその理論的基盤の再検討を促しつつ、実務にも受入れ可能な改革の道を探ろうとするものであり、優れたバランス感覚と現実的志向を有するものである。

本論文の主張は、単に実務に迎合するものではなく、確かな理論的考察から導き出されたものである。学説多数の考え方の基礎をなす「審判中心主義」について、従来様々な内容が盛り込まれ過ぎたと結論づけるが、その際に参考にする日本の「公判中心主義」について、旧法下の議論に遡って検討し、戦後の多くの学説も渉猟しながら、同概念の意味内容やそれが用いられる文脈を丹念に分析、整理したことは、本論文の主張に理論的基礎を与えるとともに、日本の刑訴学界にも大きな貢献をなすものである。さらに本論文は、日本の刑事司法改革下の裁判実務に関する極めて多数の実務家、研究者の論説を参照して、日本の制度や実務運用の実像を探究し、中国への具体的な改革提案に結びつけている点で、有益な比較法研究であると評価できる。

もっとも、本論文にも問題点はある。日中の制度的前提の相違、とりわけ中国では起訴状一本主義がなく直接主義や伝聞法則等の証拠法上の規律もないことは、日本の公判中心主義の実現がそれら実定法上の原則に裏打ちされたものであったことに鑑みると、本論文の主張にとって障壁となりうる。本論文もその点は認識しており、制度的差異を踏まえた改革提案を行い、さらに正面から直接主義等の導入も視野に入れるが、それら全てが実現可能かは未だ不透明である。しかし、こうした点は、本論文の学術的価値を決して損なうものではなく、むしろ、今後の研究における発展的課題として位置づけることができる。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和6年1月29日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。